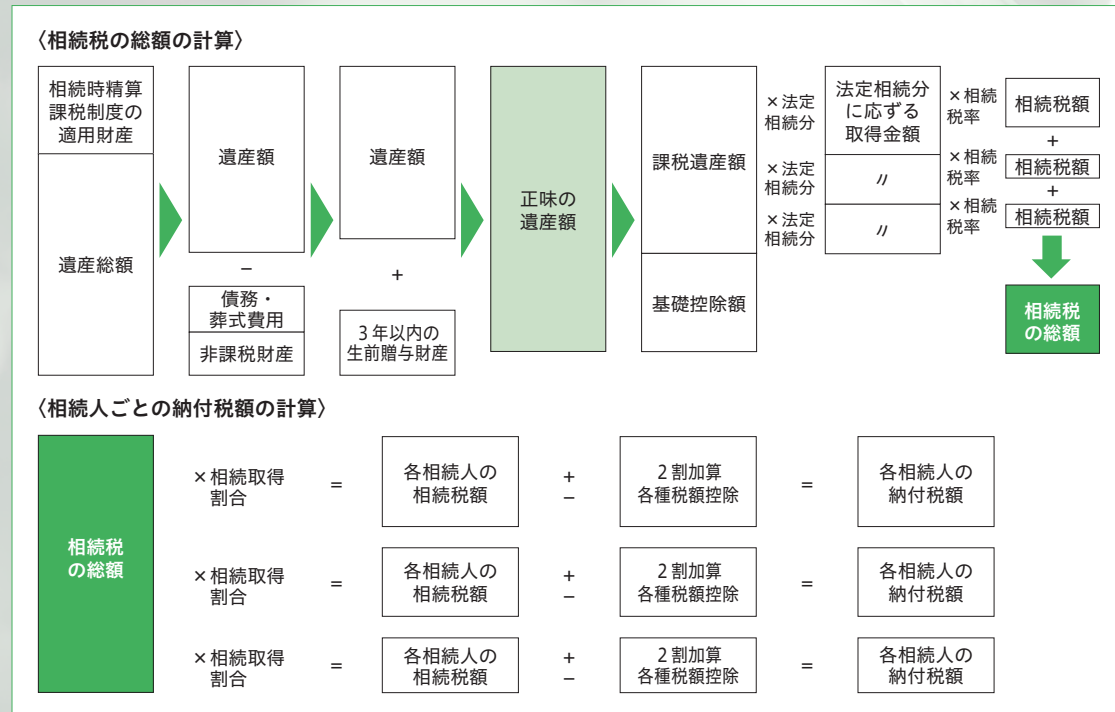


図表1 相続税計算の流れ



(出所) 筆者作成

和3年分の相続税の課税割合は、9・3%となっており、被相続人の11人に一人の割合で相続税の申告が必要となっている。なお、相続税は被相続人が死亡した日から10カ月以内に、税務署に申告して納税しなければならない。

2. 相続税の計算の流れ
相続税の計算では、正味の遺産額から相続税の基礎控除額などを引いて課税遺産額を求めていく。図表1に沿って7つの手順で解説しよう。

① 遺産総額
遺産総額は「本来の相続財産」と「みなし相続財産」の2つから成る。

本来の相続財産は、被相続人の財産を相続か遺贈によって取得した、金銭で見積もることが可能な経済的価値のあるすべての財産である。現金や預貯金、有価証券、土地家屋などの不動産、事業用財産や美術品などが該当する。

② 相続時精算課税の適用財産
相続時精算課税制度により推定相続人が被相続人から生前贈与を受けた財産は、その贈与時の価額を遺産総額に加算して相続税を計算する。贈与時に納めた贈与税は、算出された相続税から控除を受け

みなし相続財産は、遺言や遺産分割協議の対象にならないものの、被相続人の死亡によって相続人などが一定の財産的価値を取得するものを相続財産とみなし、相続税の課税対象とするものである。

例えば、被相続人が保険料を負担していた場合の死亡保険金や生命保険契約に関する権利、契約等によって遺族が引き継ぐ個人年金や退職年金の受給権などがみなし相続財産である。

こうした場合の評価額は、国税庁が定める「財産評価基本通達」の評価方法で計算する(図表2)。

下回る場合は相続税が課税されず、税務申告は不要だ。

法定相続人に応じた基礎控除額
相続税の基礎控除額は「3000万円+法定相続人の数×600万円」で計算することができる。相続人の中に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、ほかに実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとなる。例えば、法定相続人が妻・長男・次男の3名であれば、基礎控除額は3000万円+(600万円×3人)=4800万円となる。

国税庁の統計によると、令和5年度税制改正による変更点の前に、相続税と贈与税の基本的な仕組みを押さえておこう。

いまさら聞けない!?

相続税・贈与税の基礎のキソ



令和5年度税制改正による変更点の前に、相続税と贈与税の基本的な仕組みを押さえておこう。

PART 1 相続税の仕組みを理解しよう

ま 相続税とは

相続に関しては、亡くなった人は「被相続人」、その財産を受け取る人は「相続人」と呼ばれる。相続税は相続人が負担する税金だ。遺産分割や遺言で遺産を取得する「相続」か、相続人以外の人が遺言や死因贈与で遺産を取得する「遺贈」で発生する。

ただ、遺産を取得したすべての人に相続税がかかるとは限らない。相続税には非課税限度額として基礎控除額がある。被相続人の遺産総額から非課税財産などを除いた「正味の遺産額」が基礎控除額を

下回る場合は相続税が課税されず、税務申告は不要だ。

相続税の基礎控除額は「3000万円+法定相続人の数×600万円」で計算することができる。相続人の中に養子がいる場合、法定相続人の数に含める養子の数は、ほかに実子がいる場合は1人、実子がいない場合は2人までとなる。例えば、法定相続人が妻・長男・次男の3名であれば、基礎控除額は3000万円+(600万円×3人)=4800万円となる。

